

**ファミリーハウス「がじゅまるの家」広報活動強化業務  
業務委託に係る企画提案公募要領**

**1 業務名称**

ファミリーハウス「がじゅまるの家」広報活動強化業務

**2 業務目的**

本業務は、こども医療センター等に離島や遠方から通院・入院する病気や障がいのある子どもとその家族が、心身ともに安らぐことができる我が家同様の滞在施設ファミリーハウス「がじゅまるの家」の施設及び取り組みを紹介する動画・リーフレット・ストリートビュー・普及啓発物品等の制作及び発信等を行う。関係機関並びに県民（特に離島や遠方）に向けた効果的な広報活動を行うことで、認知度を高め必要性のある利用者の増加へつなげていく。また、当該施設及び取り組みの趣旨をより多くの人に理解をしてもらい、周囲の協力・支援の拡充につなげていくことを目的とする。

**3 委託期間**

契約締結の日から令和7年3月31日まで

**4 主な業務内容**

動画・リーフレット等制作及び発信、広報活動業務等

**5 委託金額**

4,000,000 円（税込）

**6 応募資格**

企画提案プロポーザルに参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 沖縄県内に本社または支社等を有すること。
- (2) 動画、リーフレット等の制作業務の実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定を準用し、一般競争参加資格を欠く者を除く。

[注] 地方自治法施行令第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者を参加させることができない。

- (4) 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全である者を除く。
- (5) 共同企業体での応募も可とする。その場合の条件は以下のとおりとする。

- ①共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
  - ②共同企業体を代表する事業者が上記（１）～（４）の条件を満たしていること。
  - ③共同企業体の構成員が、他の企業体の構成員として又は、単体で重複応募するものでないこと。
  - ④共同企業体を代表する事業者は、事業目的達成のため、他の共同企業体との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図るものとする。
- （６）１提案者（共同企業体で事業を実施する場合は１共同企業体）につき、提案は１件であること。

## 7 質問受付

企画提案プロポーザルに関して、次のとおり質問を受け付ける。

- （１）受付期間：令和６年８月１日（木）～令和６年８月９日（金）正午迄
- （２）受付方法：質問票（様式１）によりメールで受け付ける。  
 件名は、『「がじゅまるの家」広報活動強化業務（質問）』とする。  
送付先メールアドレス：koubo@kenkou-island.or.jp
- （３）質問回答：令和６年８月１６日（金）までに当事業団公式ホームページ上にて公表する。但し、質問内容によっては個別に回答する場合や、回答しかねる場合もある。

## 8 企画提案の申し込み

企画提案プロポーザルに応募の意向がある者は、次のとおり申し込むこと。

- （１）提出書類：①企画提案プロポーザル参加申込書（様式２）  
 ②参加資格に関する誓約書（様式３）
- （２）申込期間：令和６年８月１日（木）～令和６年８月２０日（火）正午迄（必着）
- （３）提出方法：メール（PDF）で受け付ける。  
 件名は、『「がじゅまるの家」広報活動強化業務（申込）』とする。但し、原本は企画提案書類とともに提出すること。  
提出先メールアドレス：koubo@kenkou-island.or.jp

## 9 企画提案書類の作成

企画提案書には、別添「企画提案仕様書」の「２ 業務内容」を踏まえ、以下の項目について具体的に記載し、作成すること。企画提案書は、任意の様式でよいが、原則 A4 版とする。

	項目	備考
（１）	動画２本の制作及び発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構成案（５分程度の動画）</li> <li>・構成案（３０秒～９０秒程度の動画）</li> <li>・効果的な発信方法の提案</li> </ul>
（２）	ストリート（インドアビュー）の制作及び活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構成案</li> <li>・効果的な活用方法の提案</li> </ul>

(3)	リーフレットの制作	・デザイン及び構成案（日本語版、英語版、韓国語版、中国語版）
(4)	独自企画提案（2案以上）	・委託金額の範囲内で、ファミリーハウス「がじゅまるの家」の認知度向上につながる独自の企画提案 ・離島向け（1案以上）
(5)	実施スケジュール	
(6)	業務に係る組織体制	
(7)	実績表	・本業務に関連するこれまでの主な実績
(8)	見積書	・業務ごとに内訳を記載すること
(9)	会社概要	・所定の様式4に従うこと
(10)	その他資料	・提案内容の説明に必要なもの

## 10 企画提案書の提出期限

(1) 提出書類及び部数：以下③～⑦の項目を綴った一式を1部とし、正本1部、副本（正本の写し）7部の計8部をダブルクリップ等で留めて提出すること。

①参加申込書（様式2）※原本 1部

②参加資格に関する誓約書（様式3）※原本 1部

③企画提案書（任意様式）8部

④実績表（任意様式）※本業務に関連するこれまでの主な実績 8部

⑤見積書（任意様式）※業務ごとに内訳を記載すること 8部

⑥会社概要（様式4）8部

⑦その他資料 8部

⑧共同企業体協定書（様式5） ※共同企業体のみ 1部

(2) 提出期限：令和6年8月30日（金）正午必着

(3) 提出方法：郵送、持参のいずれかより受け付ける。但し、持参以外の場合は電話で受け取り確認を行うこと。 ※持参する場合、平日9時～17時のみ受け取り可能。

(4) 提出場所：（公財）沖縄県保健医療福祉事業団（〒901-2112 浦添市沢岬 2-23-1 5階）

## 11 企画提案書の審査

(1) 第一次審査（書面審査）

参加資格要件に定める事項や事業実績等について書面審査を行う。応募事業者が多数の場合は、上位数社を選定する。選定された事業者に対しては、結果及び第二次審査の実施日等を通知し、選定されなかった事業者に対しては、結果のみを通知する。なお、通知は書面で行う。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

選定委員会において、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容等について審査を行い、最も優れた提案者を委託業者として選定する。なお、結果については書面にて通知する。

## 12 委託業者決定までのスケジュール（予定）

(1) 公募開始	令和6年8月1日（木）
(2) 質問票受付期間	令和6年8月1日（木）～令和6年8月9日（金）正午迄
(3) 質問回答	令和6年8月16日（金）
(4) 申込受付期間	令和6年8月1日（木）～令和6年8月20日（火）正午迄
(5) 企画提案書類提出期限	令和6年8月30日（金）正午必着
(6) 第一次審査	令和6年9月5日（木）
(7) 第一次審査結果通知	令和6年9月中旬
(8) 第二次審査	令和6年9月下旬
(9) 第二次審査結果通知	令和6年9月下旬
(10) 契約締結	令和6年10月上旬

## 13 その他留意事項

- (1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効とする。
  - ①提出期限を過ぎて、企画提案書等が提出された場合
  - ②提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
  - ③本公募要領に違反すると認められる場合
  - ④担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
  - ⑤その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- (2) 企画提案プロポーザルの参加に要する経費（企画提案書類作成の経費等）は応募者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書類は返却しない。
- (4) 委託業者の選定は非公開で行われ、審査経過等、審査に関する問い合わせには応じないこととする。
- (5) 採用された企画については、採用後、決定した業者との協議の上変更することがある。
- (6) 本企画提案プロポーザルの実施にあたり、本書に記載のない事項については事業団の判断により決定する。

## 14 事業に関する問い合わせ先

〒901-2112 浦添市沢岬2-23-1 5階

公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団（担当：仲村・大城）

TEL：098-879-6311 FAX：098-879-6316

メールアドレス：koubo@kenkou-island.or.jp

※件名は、『「がじゅまるの家」広報活動強化業務（問い合わせ）』と記載すること。